

# 第十三回 参議院地方行政委員会會議録第六十二号

昭和二十七年七月十六日(水曜日)午前  
十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君  
理事 中田 吉雄君  
委員 岩沢 忠恭君  
石村 幸作君  
高橋進太郎君  
岡本 愛祐君  
館 哲二君  
若木 勝蔵君  
原 虎一君  
吉川末次郎君

衆議院議員

小澤佐重喜君

政府委員

全国選挙管理  
委員会委員長 牧野 良三君  
全国選挙管理委  
員会事務局長 吉岡 恵一君  
地方自治  
政務次官 藤野 繁雄君  
地方自治庁  
次長 鈴木 俊一君  
地方自治庁  
連絡課長 松村 清之君

事務局側

常任委員 福永与一郎君  
会専門員 武井 群嗣君  
常任委員 会専門員 武井 群嗣君  
衆議院法制局側  
参事(第一部長) 三浦 義男君

本日の会議に付した事件

○地方制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。

本日は地方制度調査会設置法案につきまして、提案理由の説明を聞きまして、直ちに質疑に入りたいと存じます。

○政府委員(藤野繁雄君) 只今上程されました地方制度調査会設置法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

民主政治の健全なる運営発達を期するためには、地方自治の円満なる育成発達が必要不可欠であります。これは申上げるまでもありません。この見地から政府は、国民と共に終戦以来今日に至るまで、地方自治の充実強化のため、あらゆる努力を重ねて参つておるのであります。今後といえども日本国憲法に淵源する地方自治制度の基本理念と基礎構造においては、特別の変更はあり得ないのであります。併しなから地方制度につきましては、過去六年有余における運営の実際の経験に徴し、且つ独立後の新事態に鑑みまして、検討を要すべき点が少なくないと存するのであります。

先ずこれまでの改革の結果を見まするに、地方行政の各分野における諸制度相互の間に有機的一体性が保たれてゐるとは必ずしも言い得ないのであり

まして、地方自治制度を全体的に考察し、その構造、組織、税、財政制度等に再検討を加えることが今日必要とされるのであります。かかる見地に立ちまして、政府は地方制度に所要の改革を加えて行きたいと存じているのであります。

○委員長(西郷吉之助君) 更に法案の内容につきまして、事務局から説明を頂きます。

○政府委員(鈴木俊一君) 第一条は、「総理大臣の諮問に依りて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、国家行政組織法第八条第一項の規定に基き、総理府の附属機関として、地方制度調査会を設置する。」ということを規定をいたしまして、この機関の性格と、それから所掌事務の範囲を明らかにいたしたわけでございます。地方制度に関する重要事項という表現は、非常に包括的な表現でございます。地方制度に関しまする一切の重要事項を含むという考え方でございます。

それから第二条の組織の問題でございますが、これは「委員五十人以内で組織する。」特別の事項を調査審議するため必要があるときは、「本来の委員のほか臨時委員として二十人以内を置くことができる」ということになつております。それから調査会の内部の構成であります。これは、これには会長、副会長各一人を置きまして、委員の互選によつてこれを定めることになつておりました。会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、その職務を代理するというのであります。

第四條は、内部構成の問題の部会との関係の規定であります。会長は、必要に依りて、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

「部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。」部会といはしめては、審議の過程において、審議の都合上適当と思はれまする部会を設けられることに相成ると思ひます。それから第五條でございますが、これは調査会の構成委員の資格、選任の方法等を規定いたしましたものでございませう。委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、即ち政府各省、各庁の職員、それから地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に關し學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員の任期は一年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は残任期間、臨時委員は、やはり通常の委員と同様の範囲から総理大臣が任命するわけでありませう。臨時委員は、特別の事項の調査審議に當るわけでございます。その審

議が終れば解任され、委員はいずれも非常勤であります。その他は雜則、運営上の雜則は政令で定めるといふことではあります。なお附則におきましては、総理府の附属機関になりますので、附属機関として別表に掲げようにいたしましたわけでありませう。簡単であります。以上を以て逐条的に御説明申し上げます。

○委員長(西郷吉之助君) 以上で説明を終りましたが、御質疑をお願いしたいと思います。

○吉川末次郎君 地方制度は、終戦後新憲法の精神に副いまして、この憲法上に規定されております地方自治の条章によりまして、制度上の改革として、現在の地方自治法に集積されておられるのであります。而も毎国会におきまして地方制度上の改正案が政府から提出されなかつたときは私ははなかつたと思はれるのであります。殊に最近におきましては、シャープ使節団の勧告を基本といたしまして、地方行政調査会というふうな、非常にスケールの大きい調査機関が作られて、そしてそれに基づく地方制度及び財政制度上の改革も一応これを完了したわけなんでありませう。これは遠いことではなくして、最近のことであり、殊に今期国会に出されました地方自治法の一部を改正する法律案のごときも、この地方行政調査会議の結論としての神戸勸告を基本として提案されたものなのであります。それが又今度根本的な改革



現われておりますような点だけであります。これはいわば事務再配分等に伴います地方行政の簡素化、合理化、能率化という面からの改正だけでございまして、基本のやや根本に亘る問題については、全然触れてないわけでありまして、従いまして神戸委員会の報告だけで済んで今後何ら問題なしに問題が解決したというようなことでなくて、むしろ従来の体制に対して、新しい理想に基づく勧告をし、それに基づく半端な改革が行われたという今日の状態においては、更にこれを今後如何に調整して行くかというより、より複雑な、より面倒な問題が今日ここに起つていっているというふうに考えるわけでありませう。

それから第二の点の問題といたしまして、地方制度調査会では、然らば具体的に如何なる点を検討するかというお尋ねでございますが、この点につきましては、先般地方自治法の御審議の際にもいろいろ御意見がございましたこと、又只今御指摘にも相成りましたように、都道府県の性格というより、なものは、これを先ず第一に検討すべきものであらうと思ひます。現行地方自治法においては、憲法上等しく府県も市町村も地方公共団体という一律の表現になっております関係で、地方自治法上も殆んど同じ性格の団体として規定されているわけでありませう。ここにやはり根本のいろいろ問題があるわけでございます。府県の性格を如何にするか、又その性格の検討に關連して、府県の規模を如何にするか、或いはこの關連において道州制というふうな問題を如何にするか、道州制というふうな、国と市町村との間の中間

のいわば自治単位、或いは行政単位である道州或いは府県というものを再検討したすというところに相成りますならば、国の行政の単位になつております各種の出先機関といつたようなものとの關連を如何ように考えるかといふようなことも問題になるだらうと思ひます。それから又市町村を第一義に地方自治を考へるといふ根本の考へ方は、過般シヤウブ勧告で明らかにされたところでありませうし、この点は今後とも大いに維持せらるべき点であらうと思ひますけれども、それにいたしまして今の市町村の規模、今の市町村の財政力といつたようなもので、果してさうなことが出来るかどうか。そこでやはり市町村の規模の合理化を考へるといたしますならば、何かもつと根本的な措置がないかといふようなこともあるであらうと思ひます。

要するに地方公共団体の構造というふうな問題について、第一に考へるべき点があると思ひます。それから地方公共団体の構造が一応考えられた後に、然らばその中の組織をどうするか、執行機関、議決機関の組織につきましても、憲法上一律に、地方公共団体の長は直接に選挙すべしと、こういう一つの方式があるわけでございますけれども、かような直接選挙方式といふものを、例えばアメリカのごとく委員会制度、支配人制度、或いは従来日本にもございましたような、市町村会が市町村長を選挙するといつたような方式、これにはいろいろ批判もあるわけでありませうが、一律に直接選挙方式といふものが果して将来長久に維持せられべきか、いかんか、どういふような点、その

他の方式は一切とり入れらるべからざるものであるかどうか、どういふような点もやはり検討の対象になる問題であらうと思ひます。それから執行機関の問題といたしまして、更に各種の行政委員会制度の問題は、これを将来長久に維持すべきか、或いは維持すべからざるものか、或いは行政委員会自体をどうするかという問題もあらうかと思ひます。議会の運営の問題にいたしまして、一部には、やや逆行するやうな意味で、参事会を復活したかどうかといふやうな御意見もあるやうでございます。地方議会制度を小さい議会にも一律に適用するのは却つて適當ではないのではないかといふやうな、こういうやうな意見もありません。これらいろいろな点で、やはり組織の上でも問題があるわけでありませう。なおこの事務の配分の問題につきましまして、一体これはどういふふうにして行くかといふ問題もございませう。

又国と地方団体との關係につきましまして、神戸委員会が、一応新たにいわゆる共同の關係、何と言いますか、地域的な、社会的な一種の中央集権的なものを認めるやうな勧告をしたわけでございますが、そういう考へ方によつて必ずしも全体が調整されていぬ。行政の分野によつては旧態依然たる権力的な集中關係といふものがある。反面神戸委員会の勧告に従つた一つの考へ方といふやうなものもある。これに對して、もうさういふ中央集権はいかんと、地方分権は飽くまでやらなければいかんといふやうな意見もあるわけでございます。国と地方団体との關係を如何にするかといふ根本の問題は、やはりはつきりとこれは結論を

出して報告して頂くといふふうにご考慮しておるわけでございます。その他これは各行政部門の間の問題として、教育とか、警察とか、消防とかといつたやうなところ、地方の団体の組織との間にどういふふうにこれを結び付けて行くか、委員会制度を、公安委員会、教育委員会として行くか、これはいろいろ問題があるやうに思ひます。それから又最近の一番の問題であります。大都市制度の問題といふやうなこともあるでございます。或いは更に更なる大都市の住民福祉の問題として、都市計画でございますとか、或いは人口の疎散の問題といわれるやうな大都市の抑制の問題であるとか、或いは水道にいたしまして、下水にいたしまして、さういふたやうな都市の實際の發展方策、都市政策といつたやうな實質をなす問題もあらうと思ひます。さういふやうなあらゆる角度からの問題について、全体的な考へかどうも今までは不十分でありませう、或るセクシヨンの人の指示なり、或る思い付きによつて行われた改革といふものが各方面に非常に多かつたわけでありませう。これを全体として一つ考へ直して再検討して頂きたい、こういうのが狙いであります。別にどういふのが狙いであるか、さういふふうには申し上げられませんが、さういふふうにするべきであるといふやうな、政府としての予定の考へ方は何ら持つておりませぬので、問題点を申し上げまして、それについての結論を御聴いたしたいと、さういふ狙いであるわけでありませう。

○吉川末次郎君 この基本的な新憲法に沿うところの改革が行われて、それが現在の地方自治法に集積されておると、ところが而もその間毎国会地方制度の改正を要するといふ点については、法案の出なかつた国会がないといふことは先ほども申し上げた通りであります。更に今度は根本的に全体系についての再検討をやつて行くこと、或いはこの調査会設置の御趣旨であると思はれるのであります。そこに私は、非常な政治的な見地からの、又日本の地方自治の發達の上においての大きな危機がひそんでいふやうなところがあるやうに思ひます。それは、この間の地方自治法の一部改正案の議決のときにも、委員会でも本会議でも多少申し上げたことではあります。結局よく使われる言葉で言ふならば、逆コースの線に沿つた考へ方から、我々が考へていふよりも非常に深く改正しなくちゃいけない。これではいけないのだといふやうに思つていられる人が私は地方行政の面において非常に多いのじやないか、ということなんです。それからさういふ改革の動機が出ていぬのじやないか。これは政治上においても私は非常に大きな問題だと考へるのですが、それで地方制度のごときものは、これは絶えず無暗に改革して行つたり、變えて行つたりするものじやなくして、制度が一応できれば、その範囲内において所期の目的を、多少の不便があつても、できるだけそれを行くといふ方向へリードして行くのがいいんではないかと思つて、新憲法に沿つたところの制度上の改革といふものは大体一応済んでいふので、これをこゝに、又根本的に改革しようといふのは、むしろ政治的精神の上から言つたところの、新憲法の精神を否認するところの

考へ方の上に立つのでなければ、私はこれを根本的に改革しようというような面は起つて来ないのではないかと、それをもう少し具体的に言ふと、この間も言つたように、今の鈴木次長の話の中にも私はそういう片鱗が現われていたと思ふのですが、具体的に言へば、旧内務省の復活、それから内務省が中心になつて、地方行政を全面的に管轄支配して来たときの形態に帰して行こうというところの考へがやはり基本になつてゐると思ふのです。それで今ここに五十人、或いは七十人の地方行政の担当者、或いはエキスパートのようなものを集めて、これをやるうとしていられるのでありますが、結果においてどうなるかという、これはたゞび我々が言いますように、憲法は全く變つただけでも、ありていに言うならば、人間というものは、そんなに四十年、五十年になつて頭の切替へが行われるわけではないですから、實際憲法は變つたけれども、四十、五十の大人の連中は、その頭は、社会的にも政治的にも實際は全然變つていないのです。これはもう私は現実だと思ふのです。だからして新憲法の基本的精神は人民主権ということだけれども、然らば人民主権と国家主権、或いは君主主権との相違は、これは基本的な相違なんだけれども、それがよくわかつてゐる人が何人あるかということになつて来ると、私は極めて地方自治体の首長の立場に立つてゐる人でも變つたもの、じやないか。例えばよくデモクラシーとか、人民主権だとか、民主主義だとかいうことについての地方行政のことについて話をいたしますと、これ

は名を挙げるのは避けまされども、国会の専門員です。衆議院の一専門員であります。その委員会の名も言うことは避けまされども、国会の専門員といへば、これは知識上の或いは最高權威者だと思ひます。その人が、吉川さん、あなたはそんなことを言われまされども、日本にも美濃部さんのような天皇機關説の憲法や公法学の理論があつたやありませんか。これは最近のことです。私にそういうことを言つて、私の言うことを駁論しようとして来た人があるわけなんです。美濃部さんの憲法が新憲法の精神に沿うところの民主主義的な見解であるかのように思つてゐる人は、この一人の衆議院の専門員だけじゃないのです。私は、恐らく今日国家公務員の有数の地位を占めてゐる最高幹部級の人の同様な見解を持つてゐる人がたくさんあると思ふのです。美濃部さんの憲法は、天皇機關説は人民主権論じゃないのです。国家主権論なんです。国家に主権があるという建前から、君主に主権があるという建前から、新憲法の人民主権というのとは、国家に主権があるということと全く対蹠的な見解の上に立つて、国民個人に主権があるという見解なんです。美濃部さん自身も、これは大体においてゲルグ、イェリネツクのドイツの公法学の学説を日本において継承して来た人なんです。イェリネツクは、一九一三年、第一次欧州大戦前に死んだドイツの公法学者なんです。そういうワイマル憲法以前のドイツの公法学者の国家に主権があるという建前から、君主に主権がある、天皇に主権があるという建前から対抗して、天皇機關論

を唱へた人が、新憲法の、公法学の權威者であるということの資格を持つてゐるのかよに思つてゐる者が非常に多い、少くない。現に私が今挙げたところの衆議院の最高のエキスパートであるべき専門員がそういうことを言つてゐる。同様の見解を持つてゐる者が非常に多いわけなんです。そのような見解を持つた人が、今日地方行政或いはその他公法学におけるところの通常の觀念であるときに、それが人民主権の上の憲法に則つて作られたところの地方制度の改正というものの精神を理解し得ないことは当然なんです。自分が理解し得ないものだからして、例えば今鈴木君が言われたような、この自治体の首長を一般公選にするというふうなことに對しても、これは非常に懐疑の念を持つてゐる。そこで現在の制度はいけなないのだからというので、これを基本的にもう一遍再検討しなかつたらぬというふうな動機がここに構成されて、こういうことになつて来てゐると思ふ。そこでそういうふうな美濃部憲法の議論を、新憲法に適用した民主主義的な見解であるかのように誤つてゐるような人が、それが行政法学者であつたり、或いは官吏の古手であつたような人間がここに集まるにきまつてゐる。それを集めて、それにこゝで地方制度の改革を検討しても、そこから導き出されて来るところの結論というものが大体どういふものであるかというのを私は想像することが極めて容易であると思ふのです。今日地方自治法におけるの考へも、やつぱり戦前のドイツの考へ方を継承してゐますから、官字におけるところの行政法の学者というふうなものが最高權威者

であると思ふ。ところが官学の東京大学にしても、或いは京都大学にしても、行政法の然らば講座を担当してゐる人というものは、やつぱり美濃部憲法が今日適用するの考へ方であるところと軌を同じうするところの人間が今日講座を担当してやつてゐるわけなんです。そこから生れて来る結論がどんなものであるかというところは、私は想像することができるのであつて、恐らくは逆コースの線に沿うたところの反動的な結論がここに誘導されて来るにきまつてゐる。そういう考へ方について、私は非常に重要な問題として、絶えず不斷にこゝういふことはするさう言われているかも知れんけれども、重大な問題だと思つてから言つてゐるのですが、特にこの問題に關連性があるわけですから、お答え願ひたいと思ひます。即ち約言いたしますと、現在の地方制度の見解の基礎をなしてゐるところのものは、美濃部さんの公法学的な見解を新憲法の精神に符合させたところのものである。即ち国家主権論が今日なお通用するものであるというように誤認してゐる人が地方行政研究上の最高權威的な地位にすべて立つてゐるときに、そういうものを集めて生れて来るところの地方制度の改革というものは、やはり美濃部憲法の線に沿うたところの逆コース的な、即ち新憲法の精神に符合しないところの地方制度改革が結論として生れて来るのではないかと、こゝに對するお答えです。

○政府委員(鈴木俊一君) 吉川先生の今の御話でございますが、美濃部博士の御説からのお話でありますけれども、美濃部博士は、日本国憲法の改正をされるに對して、国民主権という考へ方から説明をなさつたと思ひますが、美濃部博士の一本本来の考へ方がどういふお考へ方であつたかということとは、どうも私もよくわかりませんが、併しさういふことを議論を受けたかといふこと、今日如何いふ考へ方を關係の者が持つておるかということとは、これは別問題であらうと思ふのであります。学校で教つた以後全く發展がないといふことならば、お説のごとき結論に相成ると思ひますけれども、これはそれ／＼皆／＼官字を出しました人も、私学を出しました人も、或いは實際界出身の人も、絶えず研鑽をして今日に至つておられるのだからと思ふのでありまして、出身が如何いふことであらうとも、その後の経験、研究というものの結果、今日如何いふことを聞くことは、やはり非常に地方制度全体の結論を出す上においては、非常に大いなる効果があることであらうと思ふのであります。又地方制度調査会のメンバーが仮に吉川先生の御せになりますような種類の人たちだけで選ばれる、こゝういふことになると申しますと、こゝういふことは先ず考えられないと思ふのであります。こゝにも書いてございますように、国会議員なり、地方自治体の議員なり、長なり、或いは關係各省の者なり、一般学識経験者なりといふところから選ばれるわけでございます。これは我々事務局の所掌の範圍を越えた問題でございます。それ／＼の内閣を構成しておられる方の御意向によつて、如何いふ人がこの委員に選定

されまするか、その結果によつてきまつて来るわけでありまして、そういう或る一定の、先生の仰せになる逆コース的な見解を持つた者だけで地方制度調査会が構成されるというようなことは望みもいたしませんし、又そういうことを事務的には全く考えていない。又この地方制度調査会の結論というものについて、一定の予定概念を持つて、こうしなければならぬというやうなことを考へているものではないという事は、先ほども特に申し上げた点でございます。問題は問題点として申しますが、逆コースの見解から問題にしているものもやはり問題であります。そういうものもこれはすべて粗上に乗せて、それが悪いならば悪い、現状でいいものなら現状でいいという結論を出して頂きたい、こういう考へ方でございます。

○吉川末次郎君 長いこと話し合つても、これはきりがいいことですが、美濃部さんが新憲法に対する註釈本をその名において出されて、我々にもこれは配付されているわけでありまして、だからそれは文理解釈の本として、国家主権論者であつたところの美濃部さんが人民主権の憲法を文理解釈することは法律家としてできるでしょうが、御承知のごとく、美濃部さんは、新憲法を作るといふときにも、明治憲法を改正する必要があるといふことを非常に主張された人なので、そういうところの、学者としては過去長い間人民主権に対する国家主権の学説を把持して来た人が、たとへば文理解釈の註釈本を新憲法について出していられたところ、新憲法を制定する必要なしと強く主張された人が、人民主権を基本精神

とするところの新憲法というものをハートリーに、心の底から理解し、これを支持するところの立場になり得ないことは私は当然だと思ひます。ところがそういうことさえも、これは基本的に非常に重要であることにもかかわらず、そういうことさえも……憲法を大学で習つて来たところで、新憲法下においてそれ／＼の人が進化し、發展していきなすといふやうなことを言われたのであります。私も考へ方ではありますけれども、私は端的に結論的に言うならば、やはりそうした基本的な立場においての發展は私はないと思つています。現在の支配階級の層の人の多くの人には、殊に地方行政の主管的な管掌者には私はないと思つて、これは、そんなことを長く言つていてと時間がかかりますから省略いたします。結論だけ言つておきます。そのことを言へと言われるなら幾らでも言いますが、これは省略いたしますが、まあ議論になりますから、そのくらいにしておきますけれども、ともかくも新憲法というものの精神を理解しない、何とかして明治憲法の時代へ帰りたいという潜在意識を持つている人が多い。同様の精神に基いて、新憲法の精神を基本として作られたところの地方制度というものに対して、やはりこれを心の底から過去の経歴上理解することができないものだから、だから新制度というものに対しては、何か矛盾があつたり、間違ひがあつたりするやうにばかり思つてゐる。それは理解してないからです。それが私は現在の日本の地方行政が当面してゐるところの最大の悪であると思つておる。だからそんなものを作つて、これは逆

転さすことを考へることばかりなんです。鈴木君も御承知のように、戦前におけるところの制度、これは今の地方自治法の中にも、それは非常に多分に残つてゐるのですけれども、山県有朋が内務大臣のときに、ドイツ人であつたところのアルベルト・モツセをドイツから引つ張つて来て、そして日本の地方自治制度を作らしたのです。ドイツ人が作つた。プロシヤ人が作つたのです。ビスマルク、モルトケ時代のドイツの精神で、明治憲法がビスマルク、モルトケの憲法であるのと符合して、ドイツ人が来て作つたのが日本の地方制度なんです。それが明治二十年代頃からずつと續いて戦前まで、局部的な改正があつたけれども、その線で大筋は来ている。明治憲法が存続してゐるのであります。これに符合したところの地方制度は、同じ精神で存続してゐたことは当然のことなんです。そして新憲法ができたからといふので、今度は地方制度の改革が行われたけれども、やつぱりドイツ人が日本に来て作つたところの地方制度の精神は、脈々として現在の地方制度の中にも生きてゐる。それを管掌してゐる人間は、ビスマルク、モルトケ時代のドイツの精神によつて、ドイツの行政法学によつて教育されて来た頭から一歩も進歩していません。研究してゐると言われましても、それはいゝわゆる自治庁の職員、或いは先般来アメリカの地方制度を視察に行つたりしておられますけれども、三月や四月アメリカの地方制度を局部的に、売上強がどうなつてゐるとか、或いは事業税がどうなつてゐるとかといふやうな、局部的な問題を部分的に研究して歸つて来たところ

で、それはアメリカのデモクラシーといふものはわかるものではありませんが、いゝわゆるアメリカ的な行政視察に皆終つてゐるのです。私はそう言ひます。だから私は、そんなものを作つて、これは結局は新しい新憲法の精神に沿つたところの戦後の地方制度の改正といふものを、古い頭で理解し得ないところから来るところのこれは逆転のための一つの機關を作らうとするものであつて、結果はドイツの行政法学者や、地方行政を管掌してゐる首脳部の人が、ビスマルク、モルトケ時代のドイツの頭から變つちやいなないので、すから、ちつとも進化してゐないので、すから、そういうところを持つて行くこととする、そういう結果になることは当然のことです。これは議論になりませんから、お答えは求めませんが、私はそういうことを申し上げておきます。申し上げたいことはたくさんありますが、聞きたいことはたくさんあります。これくらいにしておきます。

○原虎一君 調査会の委員は五十人をして組織する、この五十人はどういふ形で作られるつもりですか。いゝわゆるどういふ分野から選ばれるといふお考えですか。それをお伺ひしてゐるので

○政府委員(鈴木俊一君) これは第五条にございまして、国会議員、それから地方府の關係各官の職員、それから地方団体の議會議員、地方団体の長その他の職員、それから学識経験者、こういう範囲でございまして、大きく区分をいたしますと、国会の兩院からかた／＼が一つのグループでございまして、それから地方各省が一つの

○政府委員(鈴木俊一君) 今一応予定をいたしておきますのは、先ほど申し上げました四つのグループにおおむね四分の一くらいずつ、従つて衆議院、参議院十二、三名といふやうなふうに考へておる次第でございます。

○原虎一君 そうですね、国会議員

決機關と執行機關のグループ、これは御承知のように早知事、市町村長の關係の機關として三機關、議會議長の機關として三機關、即ち六団体でございまして、そういうものを中心にし、なおそのほかに必要に応じて委員会の職員、そういうものを加へたいといふやうにしてあります。なおそのほか一般のいゝわゆる専門の学者或いは一般住民の代表者といふやうな意味の地方制度に關し経験のあるもの、そういうたうないわゆる第三者的な委員と申しますのは、要するに地方団体の運営の衝に當つておられます以外のグループ、こういうやうな範囲から選出するやうにして行きたい、結局四つのグループに相成るわけでありまして。

それから関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、それから地方公共団体の長及びその職員、学識経験者、五つの分野になりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今一度申上げますと、国会関係、両院を通じて十二、三名、それから政府各省関係がやはり十二、三名くらい、それから地方公共団体の長、地方公共団体の議会その他の地方公共団体の当局関係のものはやはり十二、三名くらい、その他の地方の学識経験者というものがやはり十二、三名くらい、これが通常の委員として五十名以内の中から予定している線でございます。

○原虎一君 それから婦人ですね。婦人の特に委員に入れるというふうな方法についてお考えがありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今まだ具体的に、どの方面からどの委員というふうなことは考えておりませんが、できるだけ各方面の意見が反映するようになりたいという考え方で、御意見の点も十分考慮したいと思っております。

○原虎一君 これは占領下にあつたから、そういう点も考慮されると思いますが、二十一年の委員構成の場合においては、国会議員から出て来る者に対して、婦人を条件にして一人二人入れるというふうなことが考慮されたようでありませう。そういう問題を考えますと、議員のほうから考える場合と、学識経験者から考える場合とがありませうが、こういう点について具体的なお考えはまだお持ちになつていないのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) そこまで具体的にまだ考えておりません。

○原虎一君 先ほど吉川委員が質問された点は、非常にこれは大事な点だと思ひます。そこで問題は、委員会で吉川委員が政府委員との間の質問記録に残すのも一つ大事なことであります。が、当局の今吉川委員が質問されたような点についての質問に対するお考えがはつきりしておりませう。これはよ最近の法律に目的を現わしておるおけですが、だからこの地方制度調査会設置法の第一条に「設置及び所掌事務」と、事務的に扱われておる。こういう目的を以て設置するというのは、目的を明らかにする必要があるんじゃないか。この点についてお考えがなかつた点は、要するに吉川委員の御質問のような点については、余りに考えが当然なこととして考えられて、目的を明らかにされなかつたと我々は見るのであります。逆に吉川委員が心配するようになつて行くことも止むを得ないが、そうならんらうという考え方があつておるのです。我々から言へば、やはりこれは非常に大事でありますから、こういう地方制度調査会のようなものを設置する目的を明確にされるというところが必要じゃないかと思つておるのですが、当局はどういうお考えですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 吉川委員並びに只今の原委員のお尋ねの点でございますが、この点は、先ほど吉川委員にもお答え申上げましたように、この委員会の委員の構成について、或いは調査会の結論について、一定の予定した概念を持つておつて、或いは予定したものを持つておつて、そのほうに持

つて行くというふうな考え方でなく、やはりここで問題になつておる主要事項をこへ出して、そうしてここで解決をして頂く、一つの勧告案を考えて頂きたいと、そういう考え方であります。例へば地方制度調査会を作る特にここにその趣旨目的というものも明確に記述しませんが、これはもう当然の事理であるというふうな考へたのであります。これは、殊に五人とか七人とかいう非常に少人数の調査会でございますと、或いはさような一つの考え方にリードされるというふうなこともあり得ないことではないと思ひますけれども、只今申上げましたような、各方面の代表者のかたゝくを以て構成される、最大七十人に達するような委員会でございまして、さうな或る一つの考え方がこれをリードして行くというふうなことは到底考えられないと私も考えております。又それ〴〵の問題について、それぞれ相対立する見解もあるでございませうし、そういうものが結論として出て来ましたものを政府としては中心にして、今後の地方制度を考えて行きたい、こういう考え方でございませう。

○吉川末次郎君 ちよつと原委員のあれに関連して申上げたのですが、原委員が非常に私に親切なことを言つて頂いたと思つて。即ちこの法案には、今までの法律は、多く最初にその法律の目的が規定されておるけれども、ここに載つておらん。だからしてその目的を掲げたらどうだと思つて、これは私は非常に大事な意見だと思つて、だからして、それに私は又賛成ですが、それでここにこの法律の目的を掲げるとすれば、今急の思ひつきですから、いろいろ

ろ法文化する上においては、ほかのことも考えなくちやなりませんし、非常に不整であります。大体を言うると、私はこういうことをやはりこの法律の第一条として、目的として掲げられれば、私たちは十分背くことができると思つておる。このためには、飽くまでも新憲法の精神というものに則つて、地方制度の改革を行うのである、新憲法の精神を活用して行くという線に沿つてやるものである、こう言へば、それは鈴木君は、憲法は基礎法ですから当然のことですと言われるかも知らんけれども、私はさつきから言つておる通りに、そのことがわかつていないという立場に立つのでありますから、特に申上げた。

それから第二には、これも先ほど言いましたように、従来の地方行政に関する見解はです。日本の地方自治制度というものが明治憲法の線に沿つて、伊藤公に憲法講義をしたところのドイツの学者モッセが日本に来て、そして日本の地方制度を書いたのがずつと明治憲法と共に続いて来て、今日でもその考えが存続しておるのでありますから、従来の地方行政の沿革から来るところのドイツ行政法学、古いドイツの行政法学に準拠する見解を改革するというのが地方制度改革の目的であるということ。

それから第三番目には、戦後いろいろの地方行政制度の改革が行われたけれども、いろ〴〵述べた新憲法の精神を地方制度の上に発揚するということが、従来の古いドイツ式の見解をば改革し、打破して行くという精神に則つて、今日まで、戦後行われたる一切の地方制度改革をば、右の精神に則つて

これを集大成して行くことを目的にするのだというふうな意味のこと、私は必然に今後の地方制度改革の目標でなければならぬし、むしろ私は一応そういう事項を目的としてこの法律の中に入れるということによつて、私ははつきりすることができるといふかと考へるのですが、原委員が大変いいことを言つて呉れたと思つておる、どうですか、そういうことについてもう一度。

○政府委員(鈴木俊一君) この目的というふうな考えから、新憲法の精神に則つてという言葉を先ず第一に挙げたらどうかという点でございますが、これは勿論新憲法の……

○吉川末次郎君 そんなことは何つていないです。

○政府委員(鈴木俊一君) いや、それが、吉川さんはそういうふうな独断でおつしやつておるけれども、私はそのお説には承服できない。私のことを若し言つておられるとすれば承服できませんので、この点を明確に申上げて置きます。併しそういう言葉をいれるか入れないかという点につきましては、これはそれ〴〵の調査会の委員におなりになるかたの問題でございますから、その審議の過程においてそういう御意見が出たということが地方制度調査会の審議の過程において明瞭にされれば、同じ結果に相なるというふうな考えますので、特にさような言葉を入れないでもいいじゃないか。二番目の点は。

○吉川末次郎君 旧ドイツ法学。

○政府委員(鈴木俊一君) それもどなたに向つて仰せになるのか、ちよつとその辺がわからぬのであります。地



すが、大体この審議が終つたら、一点鈴木次長にお伺いしたい点が地方公営企業法に關係してありますので、お許し願いたいと思つてます。

○委員長(西郷吉之助君) 午前中はこの程度にいたしたいと思います。原君に申し上げますが、労働法が済みましたので、委員会の採決案は再開後の本会議に上程する予定であります。

○原虎一君 地方公営企業法の第二条の二項にあります「地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することが出来る」という、この「地方公共団体は、政令で定める基準に従い」が、私の聞きたい点は、政令の中で、例えば東京、大阪等にありますが、水等で、その府県が条例で定めれば、できるような政令の規定になつておるか、どうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今お尋ねの点であります。只今地方公営企業法の施行令は、鋭意立案中でございます。また、まだ極く素案の素案といつたようなものしかできておりませんが、だんだんこれを固めて参りたいと思つております。お尋ねの点の、条例で地方公営企業法及び地方公共団体の公営企業に適用をする場合に、政令の定める基準に従つてやると、こういうことになつておるのでございますが、その政令の内容として規定しようと考えておりますのは、先ず第一に、あの規模に達しない種類のもの、即ち水道事業でありますとか、地方鉄道、軌道、

自動車運送事業、ガス事業、電気事業といったような種類の事業について、それ／＼規模の基準として職員数を掲げておられますが、その数に満たないものについては、これはもう当然に条例でできるようなものになります。例えは地方競馬事業、自動車競争事業、モーターボート競争事業、その他地方公営企業以外の企業で、その経費は当該企業の収入を充てようとするものに法の規定の全部を適用いたしまするか、或いは組織の規定及び身分取扱の規定を除きました規定、即ち総則と財務の規定だけを適用することができるといふふうにしたしたいと思います。○原虎一君 そういたしますと、改良下水、水洗便所関係というものに対して、その地方団体が条例で定めることのできない結論になりますか。具体的に申しますと、法案審議中には、衆議院においても、政府委員は、そういうものに対しては、改良下水に対しては、できるような方法にしたい、又、できるような御答弁になつておられますし、参議院においても鈴木次長は、必ずしも不可能だという御答弁をなさつていないわけでありまして、ところが、今の政令基準を使われまうという、それができないという政令基準では、御答弁の意思に反することになります。又問題を別に提起されるということになりますから、この点をお伺いしたわけでありまして。

○政府委員(鈴木俊一君) 下水道につきましては、すでに独立採算の建前に立つて、さような状況に達しておるものと、そうでない、全く建設過程のもの

のと同様あるわけでありまして。前者のものにつきましては、これはもう水道と同様な建前になつておるわけでございますから、そういうものは、今申上げましたこの規定の方式に正に入つて来るわけでありまして、従つてこの法の全部又は一部を適用することができるといふことに相成るわけでありまして。

○原虎一君 そこで念のため申して置きますが、大体改良下水にしても、それが土木下水のようなものがあつては、同じ一緒でも独立採算になつていない、そういうものは不可能であるけれども、独立採算の企業形態に近いもの、又すでになつておるもの、こういうものは適用できると、こういう方針であると解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございます。○委員長(西郷吉之助君) 午前中はこの程度にいたします。午後零時三十一分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは午前中に引続きまして、委員会を再開いたします。

○吉川末次郎君 午前審議を開始されました地方制度調査会設置法案につきまして、我々の手許に配付されております日程の予定表によりまゝ本日質疑を終つて採決する予定になつておりますが、午前中の審議にありまして、あの法律案の最初に、あの法律の目的を規定する条項を入れたらどうかというところの意見もあり、私もそれを主張いたしましたような次第であ

ります。ほかの委員のかたも、お見受けするところ御反対でもなかつたように思われますので、そうした修正案を作り出すことにつきまして考究しつつ案文を作り上げて、他日提案いたす運びにしたいと思つております。で、そのためには法案の作成その他につきましても、多少時間を頂く必要もあるかと存じますので、できまする法案は、自由党のかたも、その他の会派のかたも、満場一致で積極的に御賛成を願ひ得られるような案文にしたいと考えておるわけでありまして、本日予定の日程表にありまう討論及び採決の過程に入りますことは、お引き延しを願ひまして、来週の火曜日以後に延して頂きたいということをお願いいたします。○委員長(西郷吉之助君) 只今吉川委員の御発言でございますが、御尤も存じますので、修正の案文ができませんので、討論採決を延しまして、できまうから各委員にお諮りしたいと思つております。本日は地方制度調査会設置法案はさようにいたしました。直ちに選挙の法案を、公職選挙法中一部改正案並びにこれの関連の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案の両案につきましまして、質疑を続行して参りたいと存じます。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) この際、皆さんちよつとお断りをいたしておきたいことがございますが、実は今審議願つておられます公職選挙法が通過いたしますれば、当然の結果といつたしまして、関係法律の条文の整理に關する法律が提出されることになるの

であります。ところがこれは昨日もあの自持行なんという文字がありまして、中田君かどこから質問がありましたが、その整理がしてござりませんものだからそこに行き違ひが生じておられます。実は事務のほうで案ができておるのであります。衆議院の委員会の關係でまだ衆議院のほうを通過いたしております。再開傍頭にこれを通過して、そうして本院に送付されると思つて、その節はどうぞ一つこの法律と同じような意味で御審議を願ひたいと存じます。

○委員長(西郷吉之助君) なお、詳細につきましては三浦君から……○衆議院法制局参事(三浦勇君) ちよつと簡単に申し上げます。内容は公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案でございます。地方自治法、それから最高裁判所裁判官国民審査法、給与法並びに委員会法等におきまして、公職選挙法の条文を引用いたしておりますところがたくさんありますので、それがこの改正案によりまして、条文が新らしく加わりまして、効果がなくなつたりして整理されるところが出て参りますので、そういう關係を以ちまして整理したいと思つておるわけでございます。こちらのほうでこの法案を衆議院のほうの委員会を通過いたしましたれば、こちらのほうで御審議を願ひたいと、こういう意味でございます。

○吉川末次郎君 昨日大野幸一君から質問がありまして、問題になりました要綱第七に掲げられておられます同一氏名の候補者が二人ある場合の投票に



ませんか、これ以上の質問はやめておきましょう。

○岡本愛蔵君 小澤さんにお尋ねをいたすのですが、実はこの参議院の各派でまだ相談し合ったわけでも何でもないので、或る会派におきまして、知事や市長、その他高級官吏の国会議員に立候補することの制限をしようというようなことが新聞に出まして、その結果全国知事会とか、全国市長会とかの反対意見なるものが我々の許へ来ておるのです。これにつきまして、ずつと以前にたしか吉川委員が委員長をしておられたときであらうと思ひます。衆議院のほうで同様な立候補制限の法律案を考へておられて、そうして参議院のほうでもまだその法律案の回付は受けてなかつたのですが、検討して、法的にはどうも面白くないというので、それは非常な広い範圍でした。これは反対でした、幸いにそれは取りやめになつたのであります。それから公職選挙法の立案をいたしますときに、参議院のほうにおきまして、同様な制限をしたほうがいいのじやないかというような議論が大分起つて、併しそれはもう行かないだろうというので、実は私が立案をして、知事や大都市の市長なんかで、まだ任期があるのに、任期の中途において立候補をする、その立候補を自分が知事を勤め、又市長をしておつたそこを基礎として参議院の全国区なり、その地方区なり、衆議院の選挙に出る。それは半年前にやめなければ出られないというような規定を作つておいたら、これならば憲法違反にならないだろう、任期を約束して市長や知事に出ておるのに、その中途でやめて、そうしてその知事をやつておる、

市長をやつておつたそのインフルエンスを利用して国会議員に出ようというようなことは不穩当だ、少くとも半年くらいの間隔を置かなければいけませんという趣旨であつた。そのときに衆議院側と参議院側の特別委員の懇談会を持ちまして、そのときに社会党の今右派になつておられますが、鈴木義男君なんか憲法論を提げて随分私と議論しあつたのです。そういうことがあつて、そういうことが討議されましたがどうか、伺つておきたいのです。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 今岡本さんのお話の経過等を大体私も存じておりますが、今回の衆議院の委員会におきまして、最もそれを広い範圍で、例えば都道府県の県会議員が衆議院に立候補する場合に、辞職しなければ立候補できないというは現行法であります。これを削れというような陳情がありまして、都道府県議員の現職のまま立候補をし、当選したらやめたらいじやないかという陳情がありました。それを合せて只今の所論が相当論議されましたが、結論においては、やはりその反対があり、賛成があまりなかつたのであります。従つて先般も申上げましたように、今回は大体その衆議院の自由党だけとかいう意味じやなくして、広く各会派と協同して、まとまつたものだけを出そうという精神で参りましたから、これは一つそれを留保いたしました。この法律を一旦通しておいて、その問題は再検討しようということになつて留保されたままになつております。併しこの問題は当然この法律が通過後においても衆議院はこの問題の検討を継続して開始することと考えております。

○岡本愛蔵君 全国選挙管理委員会の委員長であり、選挙制度調査会の会長であられる牧野さんがお見えになつたようですが、選挙制度調査会におきまして、いろいろ御検討なすつて、衆議院議員選挙法案の要綱なるものをお作りになつて、そうして私も配付を受けております。その中で非常に問題になつておるのは事前運動であり、戸別訪問であると思つたのです。又今申したような知事や或いは高級官吏の国会議員立候補制限なんということがどう御研究なすつたことがありませうか、つまり戸別訪問、これはどういふことは一切禁止をするというふうな要綱ができております。事前運動は現行通り禁止をするというふうな結論が出ておるようです。立候補制限のことについては勿論何も触れなつておりませんが、そういう先づ三つのことについて選挙制度調査会で御検討になつた点をお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(牧野三吉君) お答えいたします。立候補制限については全然意見が出ません。従つて問題になつたことはございませぬ。選挙運動に関することにつきましては、随分詳細な点まで存じ上げました。この点については相当多くの資料も集めております。

○岡本愛蔵君 この事前運動、これが立候補の制限とも非常に關係を持つて来るのであります。この事前運動は現行通りに禁止するといふふうな考へになつておつて、実は統計もとつて見ますと、事前運動でなか／＼厳格に罰し切れない、事前運動をしたものは失格するくらいになつておるのです。が、そういうことが殆んど起つて来ない。而も事前運動というものは消々として行われておるといふのが現状であります。このことについてどういふふうな御研究ができたか、事前運動といふものを現行通り禁止するか、これが本当に禁止の効力を擧げるためにはどうしたらいいかといふふうなことについて御研究があつたと思ひます。その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(牧野三吉君) お答えいたします。事前運動に關しましては、相当詳細に議論をいたしました。その点に關して事前運動を禁止すると言つて、事前運動と然らざるものとを混同し、角を矯めるような誤りに陥つてはならない。その事例をいたしまして、最も御注意を請うべきものは、政治運動と選挙運動と選挙区培養運動と、この三つを国民にも、政治家にも、輿論機関にも、頭へがっちり入れようということが重要な事項でございます。第一に政治運動とは、国民に対して政治の啓蒙をするのである。国民一般に關するものであつて、これは選挙前たると後たるを、選挙中たるを問はず、大いに奨励しなければならぬが、選挙運動といふものは政治運動とはつきり區別して、選挙運動は極力これをしてしないことに導いて行かなければならぬ。選挙運動とはどういふものかと言ひますと、大体において大審院の判例がこれに相當的な解釈を与えておる通りに、一定の選挙といふ時期に對し、一定の候補者のために投票を言ふ、これはもう殆んど制限なしに広くこれを言ふのであります。そこで最も粉らわしいものは、選挙運動と選

選挙培養との關係でございます。この点を極めて詳細に論じておるものはイギリスの判例でございます。今から五十年前までは選挙区培養と選挙運動との區別が法律上に相當問題であり、判例上問題になつておりますが、こういふことになつております。選挙区培養とは、議員若しくは議員たらんとする政治家が己れに人心を向けるためにするところのあらゆる行為を言ふ、従つてその中には御馳走したり、物を贈つたり、寄附金をしたり、御用聞きをしたり、それによつて本當の政治家と、御用聞きとの政治家と、本當の政治家といふ区別ができるので、平素にこれをやつたら、選挙になつたときに一般国民は、即ち有権者はこの人は議員として適当なりや否やといふことをそこで判断する。従つて政治運動を盛んならしめて、選挙の際に平素いやくも選挙区培養運動をした者をどし／＼退治するといふところへ国民を向けて行かなければならぬ。然らば政治運動の具体的ものはいくつものかと言へば、主として演説と著書、講演とパンフレット、こゝろいふものである。こゝろいふものを元にして一般国民に對し一般的政治的啓蒙をする、これが政治運動である。従つてそういうことを目標として選挙区培養をしておる人が最も望ましい政治家であるといふことに結論をすればよろしいといふのであります。むべなるかな、最近四五十年の間において、このイギリスの政治的方針と選挙法の方針とが非常な盛況を見まして、昨年私どもが見て参りました選挙におきましては、政治運動は

ありまして、選挙運動は殆んど見る  
ことができずして、そうしてそ  
の政治運動も候補者個人でやらなく  
て、政党がやつております。それで感  
心いたしました。従つて候補者の選挙  
費というものは要らないのでございま  
す。殆んど候補者の選挙費は要らない  
にもかかわらず、各党各派の本部  
へ行つて見ますと、どの党派でも立  
派なシヨウインダーを持つておりま  
した。そのシヨウインダーには例え  
ばアトリーの著書、チャーチルの著  
書、それらのものを初めとして党の幹  
部の著書及び各知名人のパンフレット  
等が立派にこつ積み上げてありまし  
て、それへ党の宣伝のポスターが張つ  
てあります。例えばウエストミンス  
ター寺院の前なんかでは寺院の絵巻書  
なんかと一緒にそれを張つておるとい  
うような、実に好ましい風景を見るこ  
とができます。もうその他では肖像  
入りの候補者のポスターが張つてある  
のと、色彩を明瞭にするために婦人な  
んかが買物の籠や乳母車におの／＼自  
分の鼻影をしておる党派や党首のポス  
ターを張つておるくらいが微笑まし  
景色として目だつたばかりに、もう選挙  
運動らしいものを殆んど見ませんでし  
た。従つて日本は本人の人物や政見に  
投票するのじやなくて、選挙運動に投  
票するよふな事実がある。これがいけ  
ないのであるから、どこまでも政治運  
動を奨励して、選挙運動や選挙区培養  
運動というものは極力国民に指導させ  
るといふよふな方法をとつて行つたら  
どうかといふよふなことを互いに語り  
合ひ、論じ合つたわけでございます。

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

○岡本愛祐君 誠に有益なお話を承わ  
御参考までに……

りましたが、そういったと、事前  
運動というのは選挙区培養運動、これ  
は事前運動だと、こういう御意味でし  
ようか。

○政府委員(牧野真三君) お答えいた  
します。社会的に選挙区というこ  
とが輿論として認められておるときに、  
選挙区培養の行為はこれを選挙運動と  
見なすという判例がございます。

○岡本愛祐君 イギリスの判例につい  
て承りましたが、日本の現行法にお  
きまして、もう近く選挙があるとい  
うことが、今衆議院の解散があるとい  
うことが国民の常識になつておりま  
す。そのときに選挙区培養運動とい  
うようなことが今非常に盛んに行われ  
ておる、これは皆選挙の事前運動とい  
うふうには、それじや日本でも考えられ  
るでしようか。

○政府委員(牧野真三君) お答えいた  
します。日本でもその通りでありまし  
て、日本の判例にもございます。

○岡本愛祐君 そこで一昨日来い  
ろ衆議院の特別委員長である小澤さん  
や、全国選挙管理委員会の事務局長と  
も質疑応答しておつたのですが、事  
前運動をこのくらいやつておつて、而  
も罰せられる人は余りないという結果  
がやつばり多いのじやないかと、こう  
思ふのです。事前運動は公職選挙法の  
百二十九条によつて現行法といえども  
厳禁されておる。而も今牧野さんおつ  
しやるよふな事前運動が滔々行われ  
ておる。而もこれは今度は厳罰に処せ  
られれば非常に結構であります。従  
来の例から見ると、この公職選挙法下  
においてもそういう人が殆んど罰せら  
れてないで、昨日も国警のほうから  
聞きますと、選挙運動期間の違反とい

うので若干は……その中の七〇％が事  
前運動だということでもありますが、罰  
せられておられますけれども、殆んど重  
く罰せられていない。こういうことな  
うか非常に矛盾があるのです。そうい  
うことについてどういふふうに全国選  
挙管理委員長として御処理をなさるつ  
もりか、それを伺つておきたいと思ひ  
ます。

○政府委員(牧野真三君) お答えいた  
します。私は全国に政治運動とはどう  
いふものかという自分で話をして歩い  
ております。そうしてこういふことを  
すれば選挙違反であることも明瞭に言つて  
歩いておられます。それで岡本君今度は  
もう私は危ないと思ふ。今度はやられ  
ますよ。

なぜか、これだね、立候補をやりま  
す。六カ月に遡つた事実を新聞は指摘  
して、青年団が指摘してくれ、それを  
御承知の三大新聞が取上げてくれてい  
る。この地方運動がよほど盛んであ  
る、地方新聞を御覧にならなと、そ  
れほどじやないですが、地方版はなか  
なか激しくなつておる。そこでどうも  
心配なのは政治運動と選挙運動とを  
ちやにしておる、そいつをしてくれ  
るなといふことを、特に今度は各新聞  
社と打合せたいと思つておられますが、  
選挙運動や、そして忌むしい培養運動  
を今更やつておる連中は私はやられる  
のじやないかと思ひます。もう危ない  
ところへ来ておられます。そこで従つて  
個別的には注意してもよせ、もうよ  
すんだ、四月二十八日までをやつたこ  
とは許す、これは大赦だから心配な  
い。そして五月のものはいいが、

六、七、八、九のものはいかん。僕は  
選挙はいつ何日だと思ふ、何月だと思  
ふ。それから遡ると六カ月へ入るから  
危ない。今度から新聞に書かれるだろ  
う、ごそつくと投票が減ります。そ  
れだけでありますから、処罰以上のこ  
とをやると同時に、処罰も必ず出て来  
ると思つておる。大きい期待を衆議院  
の決議案と、三大新聞の共同声明と、  
そうしてこれから吉岡事務局長の手に  
よつて展開される全国運動とに私は待  
ちたいと思つております。

○岡本愛祐君 誠に重大なお話であり  
ますが、要するに現在衆議院選挙、つ  
まり解散による総選挙の前提として各  
地方に繰り上げられておるその運動の  
中で、演説会とか、講演会というよ  
うなものは政治運動としてそれはよろし  
い、違反じやない。但し御馳走政策、  
それから利権提供のよふな御用聞き政  
策、こういうものをやつておる者、こ  
れはいわゆる選挙区培養運動であつ  
て、これは事前運動だ、これだけは危  
ない、こういう御趣旨でしようか。

○政府委員(牧野真三君) そうでござ  
います。

○岡本愛祐君 それから昨日も小澤特  
別委員長とも問題にしてお話したので  
すが、これまでの選挙の有様を見ます  
と、選挙違反の嫌疑が濃厚であつて、  
而も告訴されておる裁判に係属して  
おる、而もその係属しておる裁判が当  
選無効のよふな重大な犯罪嫌疑であ  
る。ところがそれが裁判所の都合、又  
は弁護士の引延し政策によつて、ぐん  
ぐんぐん／＼延ばされて来た。中には  
五年以上前に当選したのであります  
が、そのときの事犯にしまつと引  
延しにかかつて、この間の特赦によつ

てそれがなくなつてしまつた、こうい  
うことは余りに不合理ではないか。小  
さな犯罪、選挙運動の犯罪だけが罰せ  
られて、そういう大きな犯罪は罰せら  
れない。罰せられないじやない、特赦  
なんか出て来るとなくなつてしまふ。  
これではいかん。法的措置を何とかこ  
の選挙の、今度の改正案によつて善処  
しなければならんじやないかといふ  
うにお話しておつた。それとやはりこ  
ういふ当選無効のよふな犯罪の係属し  
ておるものについては、成るべく早く  
ほかの事犯に先だつて裁判しなければ  
いかんといふよふな規定を入れよう  
といふふうな考へておるわけございま  
す。そういう点についてこれまで御研  
究になつた点をお話し願ひたい。

○政府委員(牧野真三君) お答えいた  
します。その点は司法当局も又委員会  
へ来ておられて、至極賛成でありま  
す。私はこれは私どもの委員会の構想  
としては実現できると思ふのでありま  
す。それはモデル事犯といふことの取  
扱ひをいたしますと、てきばと少  
くとも一月くらいでやつてしまふ。最  
近は大事件、殺人事件でもモデル事犯  
といたしますと、もう僅かの期間で  
やつてしまふ、こういうことになつて  
おります。恐らく今度又三大新聞を初  
め主張されましたものが全国新聞の主  
張となりまして、ちよつと中部日本新  
聞社は非常にいい構想を発表いたしま  
した。それはやはり公明選挙を展開し  
たしまして、あそこでは公正選挙とい  
う名前をやつておられますが、モデル地  
区といふものを作りまして、それで模  
範の選挙を行わせる、全力を挙げるの  
であります。それと同じよふに今度は  
違反に対しましては、違反事件を取上

てそれがなくなつてしまつた、こうい  
うことは余りに不合理ではないか。小  
さな犯罪、選挙運動の犯罪だけが罰せ  
られて、そういう大きな犯罪は罰せら  
れない。罰せられないじやない、特赦  
なんか出て来るとなくなつてしまふ。  
これではいかん。法的措置を何とかこ  
の選挙の、今度の改正案によつて善処  
しなければならんじやないかといふ  
うにお話しておつた。それとやはりこ  
ういふ当選無効のよふな犯罪の係属し  
ておるものについては、成るべく早く  
ほかの事犯に先だつて裁判しなければ  
いかんといふよふな規定を入れよう  
といふふうな考へておるわけございま  
す。そういう点についてこれまで御研  
究になつた点をお話し願ひたい。

○政府委員(牧野真三君) お答えいた  
します。その点は司法当局も又委員会  
へ来ておられて、至極賛成でありま  
す。私はこれは私どもの委員会の構想  
としては実現できると思ふのでありま  
す。それはモデル事犯といふことの取  
扱ひをいたしますと、てきばと少  
くとも一月くらいでやつてしまふ。最  
近は大事件、殺人事件でもモデル事犯  
といたしますと、もう僅かの期間で  
やつてしまふ、こういうことになつて  
おります。恐らく今度又三大新聞を初  
め主張されましたものが全国新聞の主  
張となりまして、ちよつと中部日本新  
聞社は非常にいい構想を発表いたしま  
した。それはやはり公明選挙を展開し  
たしまして、あそこでは公正選挙とい  
う名前をやつておられますが、モデル地  
区といふものを作りまして、それで模  
範の選挙を行わせる、全力を挙げるの  
であります。それと同じよふに今度は  
違反に対しましては、違反事件を取上

げて、これをモデル違反事件としてとつとやろうということを出しておきます。成るほどこれは実効がありませぬ。そうして必ず私は御説のようなことは、今度の機会にはどしどしと具体的に実現して行くと思ひますから、どうぞそういうものは支援してやつて頂きたいと存じます。

○岡本愛助君 もう一つ牧野さんにお尋ねするのですが、戸別訪問は一切禁止するというにやはり理綱がなつておるようでありまして、衆議院の今度の改正法案におきましてもそうなつておるのでありまして、公職選挙法の百三十八条「何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。それだけ残して「但し、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは、この限りでない。」ということがあつたのを削つてしまふようにされたわけでありませぬ。そういういたしますと、この選挙に關しては親族でも平素親交のある知己でも訪ねてはいかぬ、こういうことになるのでありませぬ。そこが選挙に關するかどうかというところが非常にあいまいになつて来る。併し選挙期間中自分の親、兄弟の所、友人の所に訪ねないわけにも行きませぬ。そういう点についてはどういうふうな御判断になつておられますか。

○政府委員(牧野三君) お答えいたします。この間婦人會から相談を受けまして、戸別訪問に關して詳細な、こういうことはいいか、ああいうことはいいかという七つか八つの質問事項が出ましたから、全部いけません、断じてやつちやいけません。こういう質問を

なさる人は戸別訪問をしたいという心持を底に持つて居るからこういう質問をするのだ、不純だ、断じてこんな考えを持つちやいけません。併し嫁の家に付たり母親の家に付つたつてよろしい。但しそれは選挙に關係ないといふことをあなた自身が立証なさつて、一応は原則として悪意に推定いたしません。これは法律家としてのあれであります。裁判官は恐らく又違ふ、だから決して選挙中は人から疑われるような行為はなしてはいけません。俯仰天地に恥なくして行くならばそんな質問も起きないし、そういう心持も起きない、そういうものは問題にいたしません。だから世渡りはずつと安心してやりました。その通りで、これは断じて処罰したすといふことを原則にいたしたいと思つております。

○吉川末次郎君 總括的に今度のこの衆議院でおきめになつた選挙法の改正案については世上いろいろ批判があるわけでありませぬ。大体において余りに運動を窮屈にしておるというふうな趣旨で、違反が相当盛んであるわけなんです。例えは朝日新聞のこれに對しての杜説から見ますと、長いからちよつと抜いて申しますと、供託金の費用の節約といふことを、いろいろな運動を拘束しながらこの点が上つていない、供託金を三万円から十万円に増しておるじやないか、或いは戸別訪問を許したり、今度は禁止しておるけれども、そういう朝令暮改は感心できないとか、或いはポスターを一面において禁止しながら、一番金を多く使う自動車上の連呼行為を認めておることは矛盾しておるじやないかとか、或いは政

党的運動を選挙期間中において大幅の制限を加えておるのはよくないではないか、或いは又全国を通じて二十五名以上の候補者を持つ政黨団体でなければ集團的な選挙運動はささないといふような規定のごときもよくないじやないか、まあいろいろ金のからなないか、かけないようにならうということのためから非常に拘束しておる。併しながらそれにもこういう矛盾があるといふ点をいろいろ挙げて書いておるわけですが、大体同様の議論が新聞等に非常に散見せられるわけですが、私としてのこういう議論に對する私見は、委員長にも多少申し上げたのですが、それは今日は申し上げませんが、あなたは今日今度の衆議院の改正案に對する一般的な世論、殊に非常に運動を制限し過ぎておる、或いは現議員の依頼本位にこれが作られておる、今言いますような矛盾があるじやないかといふような、まああなたも新聞或いはその他を通じて目に或いは耳にそうした批判が随分あなたの頭に入つておると思つてどうお考えになるか。更に今度の改正案はあなたの御意見からは、これは全国選挙管理委員會の委員長として、或いは又一個の政治家としての建前からよくできておる改正案と思われれるか、或いは非常に悪い改正案と思われれるか、そういうふうな御意見をこの機会に承わりたいと思ひます。

○政府委員(牧野三君) 大変いい御質問を受けまして感謝いたします。私新聞は偏狹だと思ひます。新聞は理

根的一般論をやつておる、こういうところから論じ過ぎておる、同時に改正案は具体的にやろうとして近視眼的に余りに近くにカンパスを置いて絵を書いておるから、大局に目がちつとも届いておるじやない。そこで切実に利害を追う議員としては誠に止むを得ない点がある。そこで、世論は議員の心になつて批判をするといふのではない、世論は議員の心にも反省されない、どうも世論機關の論議と議員のほうの改正案とはどうも車の両輪みたになつて行つて、両方とも賛成しませぬ、こんなやり方をしては、ただ運動を成るべく狭くさせたいといふ衆議院の案といふものは非常に大きい志の下にできておるのではありません。これは運動で成功することはよきです。選挙といふものは日本は運動で成功する、どんなつまらない人物でも金をかけて運動を徹底的にやつておれば当選できる。例外なく当選できる、日本は、これはいけません。だから運動といふものはできるだけ幅を狭くしようといふことはこれは最も非常にいいところに着眼されたのでありますが、併し大事なことである誤まつておるのは、日本の選挙法といふものは日本の国を弱くし、日本民族等を弱体化し、日本を混乱に陥れるようにとり意図があつてできておる、というところに注意が足りませぬ。日本の選挙法といふものは日本を弱体化するためにできておるのはそれは明らかであります。そこで左翼の人に便利にように、古い人はできるだけ避けて新人と稱して特殊な方面の人々に便利にようにできておるのではありません。その結果ラウド・スピーカーであるとかメガホンであるとか、トラックであると

か、連呼であるとかいふ世界に見ない馬鹿々々しいものをそのまま存置しておるのであります。これはアメリカにはございませぬ。アメリカには一部にありますが、運動は大げさな運動はしないようにしようじやないかといふことは何から出ておるかと言ひますと、やはり日本の弱体化政策の先に選挙運動といふものを使わなうといふことが大事なのでありますから、どんなことをしても私は連呼はやめなければならぬ、連呼は一体効果がどこにあるのかといへば、名前の聞えていない人をつこれによつて当選の機会を与えようとするのであります。選挙権を持たない人をオリソビツクにやろうとするのと同じであります。こういうことは國會の品性を落すことでもありますから、これは参議院においてもよほど御考慮下さらなければならぬことであつて、恐らく衆議院の諸君もこの言葉には、世論には耳をかされるであらうと存じますが、世論は抽象論で衆議院の改正案を攻撃し過ぎて、又衆議院は具体的に弊害がある事実をとらないで、それに余りに神経を使われ過ぎたから、大局に關するものを逸せられた点がある。そこでもう少し日にちがあらまれば、これを中心に参議院ともつといひ御相談をして来たならば、大変私はいいとこのに注意が届いておるのであります。いいものができておるのに残念なことをいたしました。大変時間がかかりましたが、一、二、三、四、五、これだけのもので五ヶ月もかかつた。残念なことでありませぬが、今私としてはお言葉に從つて不遠慮に率直に申し上げますと、そんな次第でございませぬ。

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

質問を受けまして感謝いたします。新聞は理

○吉川末次郎君 現在の選挙法案につ

きましては、私としては私見を別に持  
つておるということを申し上げたので  
が、これは重ねて申し上げますが、今日  
は申し上げませんが、あなたの御意見  
今承わつたのですが、これも又あなた  
の御意見として一応承わつておくこと  
にしたいのですが、ただ御答弁の中に  
私から見ますと、若干事実を反した  
ようなことをあなたが認識していら  
しやるように考えられるのでありま  
す。それは失礼ですが申し上げますと、  
やはりこれは大変失礼ですが、政界か  
ら大分長い間御隠退になつておられ  
たのですから、この選挙法改正の歴史  
な推移についての事実をやはりよく御  
存じないように私には思われるので  
す。その点は全国選挙管理委員長であ  
るあなたの立場からして、私は議員と  
しても国民としても実にさういふもの  
を残念に思うのですが、それはどうい  
うことかといふと、只今のお言葉  
の中に、現在の終戦後の選挙法規とい  
うものが左翼系の人に非常に有利に  
きておつて、運動さえやれば当選する  
というふうな建前で、非常に左翼のも  
のに有利なようにできておる。そうし  
てそれはまあ占領軍の意味だと思つた  
のですが、それが日本を弱体化するた  
めにわざとさういふ法律を作らせたの  
だといふ点、これは私の見るところで  
あなたの間違つておることを考えてい  
らつしやるように思われるのです。終  
戦後の選挙法は大體選挙公営の主義か  
ら非常に運動が制約されて、あなたの  
おつしやるような意味においての個人  
本位の選挙法律だと言われるが、その  
範圍が制限されたような選挙法規で選  
挙が行われて、その結果社会党内閣

ができるようなことが起つて来たわけ  
なんです。ところがその社会党内閣を  
作らすような選挙を見まして、あなた  
の御所属になつておるところの自由党  
のかたが、この選挙のやり方はいか  
ん、余りに拘束し過ぎておるといふの  
は、実は社会党の立場からは選挙公営  
ということを中心にした選挙制度でや  
つたわけなんです。それはいかんとい  
うことを非常に声を大にして言われ  
たのは、私の記憶いたしておるところ  
ではむしろ自由党のかたが中心であつ  
たのです。そうして現在のこの公職選  
挙法ができたのでありまして、現  
在の公職選挙法をいへば御批判にな  
りました。この現在の公職選挙法を  
作り直したときには、参議院では私も  
その特別委員会の委員の一人であつ  
て、これをこしらへることに参加し  
ておるわけなんです。そのときに専  
ら声を大にして全く自由放任主義の選  
挙をやるべきである、選挙運動は一切  
自由にすべきである、戸別訪問も自由  
にすべきである、金も幾らでも使わ  
すようにすべきであるといふような  
ことを自由党のかたがさういふこと  
を声を大にして言われたのです。これ  
は自由党の人ではありませんが、その  
特別委員長としてまあ自由系系の緑風  
会の議員と思つて、天理教の柏木  
君が初められるように、推薦が岡本  
君から私にあげられたのですが、その柏  
木君が今申し上げましたような、自由党  
的な自由放任主義に還元する選挙法の  
改正を専らこの地方行政委員会です  
主張されたのです。それで私は真向か  
らそのときに反対したのですが、柏木  
君個人に対しては私は非常に好意を持  
つていたのですけれども、さうした見

○政府委員(牧野三君) その点は、

私の申し上げますこととあなたから御  
指摘を受けたところとちつとも違つて  
いないと思つて、自由放任主義が  
いけない、同時に左翼の人に便利とい  
ふようなふうな言つたら失言でありま  
す。さうでなく新人に便なりと称して  
今最も新しい人に便利だといふことを  
建前にしておるといふことは、アメリ  
カあたりは一九四八年までの日本の占  
領政策は、すべての立法は日本を如何  
にして弱くし、再起不能ならしむるに  
はどうしたらいいかといふことを目標  
でやつた。これは非常に誤まつてい  
た。それで全部を改めてしまつた、そ  
うしたならば、日本に行つておる新聞  
記者連中が非常にマツカーサーの政策  
に反対して、マツカーサーの悪口をア  
メリカに放送して来た、日本の占領か  
ら三カ年間に於ける各種の移植した制  
度、法律、それからいふものを聰明

解の人は委員長としてはこれは時代の  
逆行であるといふ見解から、実は個人  
的には何らの愛情はなかつたけれど  
も、私自身には柏木君が特別委員会の  
委員長になられることをいへば、実は  
反対したようなわけなんです。現在の  
あなたのおつしやる候補者本位の、私人  
本位の自由なる選挙運動を許すとい  
ふような方向へ制限されてきたところ  
の選挙法規を還元するよう持つて行か  
れたのは、これは決して左翼のもので  
はないので、あなたのおつしやる左翼  
のものではないので、あなたの御所属  
の自由党が自由放任主義の建前から  
やりになつたのですから、それには事  
実は間違つておるのですから、その点  
は一つ誤解がないように願つたいと思  
います。

○吉川末次郎君 アメリカの政治的意

図について、お話になりました  
が、さういふ意図があつたかなかつた  
か、あるといふようなことも全然ない  
といふことは私は言えないと思つた  
のですが、どうもあなたのお話では誰かの  
アメリカの人の言つた片言隻語をとら  
れて、部分的な何か事実をとられて非  
常に独断的に断定していらつしやるよ  
うに、いわばこれは失礼でなければ  
長く政界を隠退していらつしやつた  
ころにお年の加減か、政治的感覚のず  
れがあるのですが、それはそれとしま  
して、その点は承わつておくことだけ  
しておきますが、それでですね、私

なる日本の政治家が適當にこれを改め  
て、適當にこれを指導することが必要  
だといふことを申し上げておりました。  
で選挙法も又その選に渡れなかつた。  
でありますから、相当これは注意深く  
考えなければならぬ。やはり日本を  
弱体化する、何といつても日本を恐れ  
ていたから、殊に再び立つといふこと  
を恐れていたのですから、無理はない  
けれども、その手先に乗つたものは  
自由党の輩であつたかも知れません。  
この点はあなたのお説と私は必ずしも  
反するものではございませんが、アメ  
リカはさういふふうな考えていた。そ  
うして原案でもこれはアメリカの原案  
じやないといふことでございます。御  
承知の通りそこで私がさういふものを  
国会にいたして、社会におつて客観的  
に取扱つておるものだから、国会の  
審議には参画いたしてないから国会  
の状況は知りませんが、社会的な資料  
から牧野一個の説を述べよと、さう言  
われたので述べたのであります。御了  
承を請います。

○政府委員(牧野三君) お答を申

します。率直に申しますから、その  
ことをよく御斟酌を請いたいと思いま  
す。小選挙区を主張しますのは、戦  
後における日本の政界をどうしたら  
いか、選挙法といふものの本旨から  
さういふことが好ましいかといふ根本論  
から来ておるのであります。従つてす

は何もあなたがおつしやるように日本  
の弱体化といふことと現行の公職選挙  
法規とが直接的なそんな深い繋がり  
があるようにも思いませんし、動機の上  
において、又結果の上においてもさう  
したことを効かしておるとは思わな  
いので、左翼の政界、例えば共産党なら  
共産党の政界進出を阻止しようとか何  
とかいふような意思ならば、何も選挙  
法を現在の法規のように作らさないで  
も、それ以外のいろ／＼なもつと端的  
な直接的な効果を得るところの政治的  
措置は司令部から幾らでも取入れられ  
るのですから、あなたがさういふこと  
を考へられておるのは、御承知であるか  
知らんが、私はさういふことと思つた  
のですが、それはまあそれとして、それ  
であなたは二大政党主義の建前からだ  
と思つたのですが、英国流の一人選挙区制  
を非常に強く主張していらつしやる  
か新聞で散見したのでありますが、吉田さん  
も実はさういふことをおつしやつたの  
で、実は私は吉田さんの小選挙区制論  
は、議会政治は二大政党主義に持つて  
行くのがいいといふことは賛成してお  
るわけなんです。そのことについて  
の御見解と今度の衆議院の改正案はそ  
ういふ点は盛られていないわけなん  
ですが、それについてあなたの一つ  
御見解を又承わつておきたいと思いま  
す。

○政府委員(牧野三君) お答を申

します。率直に申しますから、その  
ことをよく御斟酌を請いたいと思いま  
す。小選挙区を主張しますのは、戦  
後における日本の政界をどうしたら  
いか、選挙法といふものの本旨から  
さういふことが好ましいかといふ根本論  
から来ておるのであります。従つてす

でに長く七十年も行われていた選挙界というものの実情というものが多少かけ離れている点があるから、衆議院が直ちにこれを賛成してくれないという事は、これは又尤もな点があるかと存じます。よつて大所高所より、政治上の立場から今度の選挙と、もう一度選挙をやりますれば、恐らく世論と共に政界も実際国民も又そこに落ちて行くものと私は信じ、且つ期待しながらその方面に持つて行きたいと存じております。そこで若しも衆議院へもつと早く法律案が廻され、参議院も又この方面でもつと各方面から時間多く御審議になりますれば、恐らく小選挙区制の可否に関する議論はもつと熟しまして、もつとよく衆議院の諸君にも御理解が行くと思つておりますが、その点は残念に思います。但し今度の選挙の実情を見ますと、各選挙区では中選挙区で全体的に手を入れないで、おの／＼特殊地域に主力を入れて小選挙区実行の腕に資せんとする傾向が極めて顕著のようでございます。それは選挙になつて見ませんと具体化したしませんが、どうもそういうふうになつておりますから、今度の選挙をやつて見ますと、思い及ばないところに進んで参ると思つて、これは日本が立憲政治に一大進歩をすることである、一同と共に期待しておる次第でございます。

政治運動ばかりという所ならば、小選挙区、一区一人制度というものが理想的に行くとしようというものも考えられますが、日本の現状、即ち民主主義がまだそれほど徹底してない所において一選挙区、一区一人選挙区ということになりますれば、非常に競争が激化するのではないか、又いわゆる選挙費用が多くなり過ぎるのではないか、その結果村が保守派と進歩派で二分をせしめてしまつて、その弊害が大きくなり過ぎるのではないか、この二つが考へられるので、早い話が県会議員、区会議員の選挙におきまして、我々も応援に行つたのでありますが、一区二人選挙区というのは割合尖鋭化しないで、一区一人選挙区というのが非常に争ひを争ひであります。そういうようなことを考へて小選挙区もいろいろの程度では一選挙区二人制度というのがいいのじやないだろうかということを私は考へておつた。で、人にもそういうことを話したことがあるのですが、そういうことについてどういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(牧野三三) 答えました。その点では岡本さん、世間からはそう言つておるのですが、私も違つた考えを持つが、日本は選挙というものの観念が誤まつておる。だから小選挙区にすると大変な激戦になつたり弊害がでたりするのである。小選挙区にすると同時に選挙というものの観念を全然真直ぐなところに持つて行く、そして来れば成るほど我れ誤まつておるということで、国民はがっかりした選挙をする。そこに持つて行つて小選挙区になりますと、国民の環

視、環視は監督して見るじやなくて、環を作つて見る、その注意力が集中しますと、弊害の多い運動をしたり、弊害のある、欠点のある人物なんか出しますと、おの／＼から正しい結論へ早く行く。従つて今のような状態が岡本さん小選挙区でやつたら、それはお説の通り駄目です。だから選挙というものを今までのような賭博博博の行為にしない、取引をしないように、当選の取引をしない本当の公明正大な公明選挙の競争というものに持つて来る。そして皆が環視してればいい選挙が行われる。それでも例外的には金を使つてあばれ廻るような人が出て、そういう人が大勢を制するかも知れませんが、それは二度とは行われぬ、必ず花環議員や香環議員は二度とは出なくなる、一度は出るけれども、二度は出なくなる即ち根本策である。こう思つておるわけでありませぬ。

○岡本委員(西郷吉之助) それでは条文について要点を説明願います。  
○岡本委員(吉岡一三) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律を逐条的に御説明申します。一番最初の条文は第四條の改正でございます。第四條は投票所の経費のことを規定しておりますが、第一項はその基本額であります。これは職員等の給与等が増加いたしておる關係上、一般的に改訂をいたすのでございます。第二項は勤務地手当の加算の問題であります。これもやはり給与の改正に伴う変更で、それ／＼増額をいたしております。それから第三項は投票箱を翌日送致をいたしますと、それに要する費用は一日一晩だけ保管をしていただく費用は余計に要するのであります。ただ翌日開票をいたします關係上、開票の時間が勤務時間外にならなくて勤務時間内になりますと、却つて減少いたしますので、その金額はやはり違ひが生ずるのであります。第五項は燃料費、これは燃料費の増加に伴ひまして、基準額を変更する改正でございます。それから第六項は投票所が役場の市町村内、つまり距離が近い場合の通信費でありますとか、或いは旅費といふものが要りませぬので、これがやはり基準額の改訂に伴つて返つて来るのであります。

次に第五條の改正であります。これは政府提案の最初の改正にもございますし、それから衆議院で修正になりましたものもござりますが、これは衆議院で修正になりましたものは、旅費の改訂に伴ひまして、僅かの金額が殖える、三十円ばかり殖えるものであります。第一項は開票所の経費の基準額であります。それから第二項は投票所と同じような調子の勤務地手当の加算額の変更で、これは衆議院の修正はござりませぬ。最初申しました給与の改正に伴う変更でございます。第三項が投票所と同様に翌日開票の場合の減額の規定でございます。第四項はその場合の勤務地手当の加算額の問題。それから第六項は投票所の場合と同じく開票場が近く、近接地にある場合の通信費、旅費の不用額の減少額が違つて来るのでございます。

額の問題、それから第十二条はポスター用紙の費用であります。ポスター用紙は衆議院議員の選挙については別に規定をいたしておりますので、参議院の全国選出議員の選挙だけについて一万三千三百円という工合に規定をいたすこととなります。

それから第十三条事務費であります。これは地方へ配付をいたします費用の大部分をなすものであります。これが非常にこの法律では重点をなす分でありませんが、これは人口段階があり

ますが、選挙人の数によつて段階を設けてあります。これは旅費を含みま

たり、いろいろな費用、調査費その他人夫を雇う費用であるとか、超過勤務手当であるとか、いろいろな費用を含む、それを選挙民の段階別に分け、又都道府県区市別々に計算をいたして

あります。それから第二項は勤務手当の加算額の加算の問題であります。それから第三項は休日の場合どうだ、こういう事柄であります。これもそれ、休日の場合に給与が違ふ関係上、こういうふうになつて参ります。それから第四項は燃料費の問題であります。第六項はこれは区につきまして、段階を十五万で切つておるのでありますが、その上は例え

ば世田谷でありますとか、相当人口の多いところの区については十五万人以上ということでは気の毒な場合がありますので、五万人ごとについて百分の二十の数を乗じて加算額とする。これは新しくこ

ういう制度を設けました。それから第十四条は費用弁償であります。これは殆んど費用弁償の額が少いので、いろいろ問題がありますが、これを殖やしますと、相当全体の金額に響いて参り

ますので、この管理者だけを殖やして五百円を千円にいたしております。それからこれは十七条の二項、三項と加えてありますが、これはいずれも補欠選挙、再選挙の場合の規定であります。特殊な選挙の形態になりますので、特に金額を別にいたして

おります。それから第十九条、第二十条というのは、従来の条文に疑義があら

したので、特別に書きまして、修正を加えております。

それから今回の公職選挙法の改正に基きまして、衆議院の特例があるのでございます。その特例のものにつきま

して、特に附則に二、三項規定をいたしております。附則のこれは衆議院の修正の分の第二項であります。これは選挙公報の発行費の基本額を定めて

おります。前に何条でありましたかありましたのを特例みたいな恰好にな

るわけでありませんが、これは衆議院だけに特別に規定をいたして

おります。将来参議院その他一般について規定をすれば、附則でないほうへ入れなければならんと考えております。それから第三項は立札の経費、基本額は一箇五百円、これは二三回使うことに

して五百円ということにいたしてあります。それからポスター用紙の経費、これはつまりポスター用紙を四百枚一人について配る経費、これを千五百円、それから第五項の経費は第八条氏名掲示の費用であります。それから第六項はこれも衆議院の特例でありまして、

ポスター用紙の、衆議院並びに参議院の地方選出議員、全国選出議員の特例としてポスター用紙の経費の改訂をいたして

が、若し御質問がありますれば、あとで……。

○岡本愛祐君 小さいことですが、今御説明のときに気が付いたのですが、六条の第三項の選挙会、又は選挙分会の費用ですが、これだけが減つてお

る、これだけが減るといふ理由は……、六条の三項です。

○政府委員(吉岡憲一君) 第六条の勤務手当の加算額が減じておりますのは、従来超過勤務を夜の十時まで見ておりましたが、この前の公職選挙法の制定のときであつたかと思ひますが、届出の受付時間を減少、時間を勤務時間

間に限定をいたしました関係上、短くて済むということで、本当は不本意でありましたが、全体が殖えますので、費用を節約するといふ意味で、ここを落してあります。

○委員長(西郷吉之助君) どうですか、今日はこれくらいで……。

それでは今日はこの程度にして散会いたします。

午後三時四十三分散会

昭和二十七年九月二十七日印刷

昭和二十七年九月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局